「算定基礎」で譲らず

新日窒と出水海区 第三回被害補償交渉

新日窒水俣工場と鹿児島県出水海区漁業補償対策委員会との第三回被害補償交渉は、五日午後一時から出水市役所に新日窒から千原専務、西田工場長ら、出水海区側から土屋対策委員長ほか十一人の委員、それに同海区漁業補償対策協力会員十人が同席して開いた。

この日の交渉では、さる一月二十五日開かれた第一回交渉で新日窒が回答した九百万円の補償額について再検討が行なわれたが、新日窒は農林統計表による二十三年度と二十四年度の出水海区の水揚げ高の差額二千四百万円と出水地区に水俣病が発生してから現在までの期間（五ヵ月）を基礎に熊本県下に補償したと同一の比率で算定すると天体九百万円となると説明した。

これに対し対策委員会はさきに新日窒に手渡した要望書は綿密な資料によって作成されたもので、不知火海を利用していることは熊本県下と同一の条件だし九百万円の回答は意外だ、もっと誠意をもって検討してもらいたいと迫り、両者間に算定基礎の考え方の食い違いで激しい応しゅうがかわされたが結論に至らず、西田工場長から〝要求額八千二百万円の算出の根拠について再度の検討を願いたい〟と申し入れ、次回の交渉で新日窒の算定基礎を対策委員会に公開することになった。

次回の交渉は八日午後一時から出水市役所で開く。